

【韓国】国籍法の改正—永住資格前置主義と帰化要件の強化—

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2017年12月19日、永住資格前置主義の導入等による帰化要件の強化を骨子とした改正国籍法が公布され、公布から1年経過後の2018年12月20日に施行された。

1 帰化者の急増

韓国では2000年代以降、外国人移住者が急増した。それに伴い、韓国人と国際結婚した移住者（以下「結婚移住者」）を中心に帰化者も急増し、2009年には過去最高の25,044人が帰化した。直近5年間（2013年～2017年）の帰化者数は、年間1万人強で推移しており、累計帰化者数は、2017年末現在で約18万人に達している¹。

2 永住資格前置主義

韓国の国籍法では、これまで在留資格の種類に関係なく一定期間国内に在留することにより帰化申請が可能となっていた。

しかし、今後も帰化者が一定規模で増加を続けることが見込まれることから、政府は、帰化者を韓国社会へ円滑に統合していくための新しい仕組みづくりの一環として、「永住資格前置主義」の導入の検討を開始した。永住資格前置主義とは、「外国人が大韓民国国籍を取得しようとするときに、まず永住資格を取得し、一定期間国内に在留しながら国民としての基本的素養を備えた後に帰化を申請できるようにする制度」²である。

「第1次外国人政策基本計画（2008～2012）」³（2008年策定）で永住資格前置主義の導入を検討するとされ、続く「第2次外国人政策基本計画（2013～2017）」⁴（2012年策定）では、主要推進課題に格上げされた。また、国籍法を所管する法務部（部は日本の省に相当）においても、国籍法改正に向けた作業が2012年頃から本格的に開始された⁵。

法務部は、2012年末に国籍法の改正法案を国会に提出する予定であったが、政府内の調整が難航し、提出が先送りされていた。国籍法では、①一般帰化、②簡易帰化（結婚移住者、父又は母が韓国人であった者等）、③特別帰化（優秀な外国人等）の3つの帰化類型が規定されて

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月5日である。

¹ 법무부 출입국·외국인정책본부『출입국·외국인정책 통계월보(2018년 9월호)』p.31. <http://www.immigration.go.kr/HP/COM/bbs_003/ListShowData.do?strNbodCd=noti0097&strWrtNo=260&strAnsNo=A&strOrgGbnCd=104000&strRtnURL=IMM_6070&strAllOrgYn=N&strThisPage=1&strFilePath=imm/>

² 「영주자격 전치주의 도입을 위한 공청회 개최」2012.6.12. 법무부ウェブサイト <http://www.moj.go.kr/doc_html/viewer/skin/doc.html?fn=8bcf36def86aae6250572359920ad894&rs=/doc_html/viewer/result/201810/>

³ 「제1차 외국인정책 기본계획(2008~2012)」법무부 출입국·외국인정책본부ウェブサイト <http://cppb.go.kr/HP/COM/bbs_003/ListShowData.do?strNbodCd=noti0095&strWrtNo=34&strAnsNo=A&strOrgGbnCd=104000&strRtnURL=IMM_6040&strAllOrgYn=N&strThisPage=1&strFilePath=imm/> 「在韓外国人処遇基本法」(2007年5月制定)第5条の規定により、法務部長官が5年ごとに、政府の外国人政策の基本方針となる外国人政策基本計画を策定する。

⁴ 「제2차 외국인정책 기본계획」법무부 출입국·외국인정책본부ウェブサイト <http://cppb.go.kr/HP/COM/bbs_003/ListShowData.do?strNbodCd=noti0095&strWrtNo=46&strAnsNo=A&strOrgGbnCd=104000&strRtnURL=IMM_6040&strAllOrgYn=N&strThisPage=1&strFilePath=imm/>

⁵ 藤原夏人「韓国における外国人政策関連法制」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.232-233. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023715_po_025410.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

いるが、法務部案では、①に加え②も永住資格前置主義の対象としたため、結婚移住者の帰化申請に要する国内在留期間が長くなり、法的地位が不安定化するとの声が出たためである⁶。

最終的に法務部は、2016年7月11日、永住資格前置主義の対象を①に限定した「国籍法一部改正法律案」を立法予告（パブリックコメントに相当）した後、同年11月30日に同改正法案を国会に提出した⁷。同改正法案は、国会審議を経て翌2017年12月1日に可決、同月19日に公布され、公布から1年経過後の2018年12月20日に施行された。

3 改正国籍法の概要

今回の法改正により、一般帰化の要件に永住資格前置主義が導入された。また、「第3次外国人政策基本計画（2018～2022）」⁸（2018年策定）の主要推進課題として盛り込まれていた、帰化者及び国籍回復者の国民宣誓及び帰化証書等授与制度も導入された。概要は以下のとおりである。

(1) 国民宣誓及び帰化証書等授与制度の導入（第4条第4項新設、第9条第4項新設等）

法務部長官から帰化又は国籍回復（喪失した大韓民国国籍の再取得）の許可を受けた者が、国籍取得前に法務部長官の前で国民宣誓を行い、帰化又は国籍回復の証書の授与を受ける制度が新たに導入された。これは、帰化又は国籍回復の許可を受けた者に、新たに国民の一員となったことを実感させ、そのことに誇りを持たせることを目的としたものである。

なお、法務部長官は、国民宣誓等に係る業務を、地方出入国管理・外国人官署の長に代行させることができる。

(2) 一般帰化永住資格前置主義の導入（第5条第1号の2新設）

一般帰化の要件に、法改正前からの要件（5年以上継続して大韓民国に住所を有すること等）に加え、新たに「大韓民国に永住することができる在留資格を有していること」が追加された⁹。前述のとおり、他の帰化類型（簡易帰化及び特別帰化）には適用されない。

(3) 「品行方正」の明確化（第5条第3号改正）

全ての帰化類型において帰化要件となっている「品行方正」について、法改正前は、具体的な内容が規定されていなかったが、法改正により、下位法令（国籍法施行規則）で規定することが明記された。

(4) 国家安全保障等に係る帰化要件の強化（第5条第6号新設）

全ての帰化類型において、帰化要件に、「帰化を許可することが、国家安全保障、秩序維持又は公共の福祉を損なわないと法務部長官が認めること」が追加された。法改正前は、国籍回復要件に同様の要件が規定されていたが、法改正により帰化要件にも追加されたものである。

⁶ 報道によると、女性家族部が難色を示したとされる。「『영주자격 전치주의』 부처간 이견으로 표류」『연합뉴스』 2013.6.13. <<https://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=001&aid=0006294098>>

⁷ 「[2003961] 국적법 일부개정법률안(정부)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_B1E6G1P1T3D0D1N0M0G5U5Z7I0E2Q4>

⁸ 「제3차 외국인정책 기본계획」법무부출입국·외국인정책본부ウェブサイト <http://cppb.go.kr/HP/COM/bbs_003/ListShowData.do?strNbodCd=noti0095&strWrtNo=70&strAnsNo=A&strOrgGbnCd=104000&strRtnURL=IMM_6040&strAllOrgYn=N&strThisPage=1&strFilePath=imm/>

⁹ 国籍法の改正による永住資格前置主義の導入に続き、2018年3月20日、出入国管理法が改正され、永住資格に係る法整備が行われた（同年9月21日施行）。同法改正により、在留資格の分類が大きく永住資格とそれ以外に再編されるとともに、永住資格の更新制度の新設（有効期間10年）、永住資格の取消要件の強化等が行われた。「[2012225] 출입국관리법 일부개정법률안(대안)(법제사법위원회)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P1C8R0D2L2I7I1L4J0V9S3R5M0G5Z0>